

議員提出議案第 6 号

糸満市議会ハラスメント防止条例の制定について

糸満市議会ハラスメント防止条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 29 日

提出者 金 城 幸 盛

賛成者 金 城 悟

〃 関 屋 安 莉

〃 浦 崎 暁

〃 金 城 一 文

〃 長 嶺 安 浩

〃 玉 城 良

〃 山 城 渉

糸満市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、糸満市議会の議員（以下「議員」という。）と職員との間又は議員間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することについて必要な事項を定めることで、議員及び職員が身分、職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することでそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を確立すること、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア 職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

オ アからエまでに掲げる行為のほか、職員又は議員の人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害する社会通念上不適切な行為

(2) 職員 市長、副市長及び教育長並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号及び第3号の2に規定する特別職非常勤職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員並びに同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。

(1) 議員から職員に対するハラスメント

(2) 議員から議員に対するハラスメント

(3) 職員から議員に対するハラスメント

(議長の責務)

第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、議員と職員との間又は議員間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び職場環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取り組みをしなければならない。

2 議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態を目撃したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

(苦情相談窓口の設置)

第6条 議長は、苦情相談を受ける相談窓口をハラスメントに関して見識のある外部の第三者である専門機関(以下「第三者専門機関」という。)に委託し、設置する。

(苦情相談の申出及び報告)

第7条 第3条第1項各号に規定するハラスメントに係る被害を申し立てる者(以下「申立人」という。)は、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

2 議員又は職員(以下「議員等」という。)に対するハラスメントを目撃した議員等は、ハラスメントを受けた当該議員等の同意が得られたものについて、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

3 第三者専門機関は、申立人の苦情相談について報告書を作成し、当該申立人の同意が得られたものについて、議長に報告するものとする。

(苦情相談の対応)

第8条 議長は、前条第3項に規定する報告を受けた場合において、公正かつ適正に対処するため、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うことができる。

2 議長は、前項の規定により調査を行うに当たり、第3条第3号に規定するハラスメントの場合、市長に事実関係の調査及び確認を委任することができる。

(苦情処理委員会)

第9条 議長は、第7条第3項に規定する苦情相談の報告を受けた場合において、ハラスメントに関する苦情を調査審議し、公平な処理をするため、糸満市ハラスメント苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置することができる。

(調査協力義務)

第10条 第8条及び前条の規定により議長又は苦情処理委員会が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第11条 申立人、被申立人、苦情処理委員会の委員その他の相談事案に関わる者は、第7条第1項及び第2項の相談を行う又は相談が行われている旨、その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認し、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 申立人、被申立人及び相談事案に関わる者は、相談事案に関し議長又は委員会を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議長又は苦情処理委員会の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(弁明)

第12条 被申立人は、苦情処理委員会において書面により弁明することができる。

(苦情相談の処理)

第13条 議長は、苦情処理委員会の調査報告の結果、議員によるハラスメント行為又

はそのおそれがあると確認した場合は、当該ハラスメントを行った議員に対して被害防止措置を講じるとともに、その結果について苦情相談を行った者に報告しなければならない。

- 2 議長は、苦情処理委員会の調査審議の結果、職員によるハラスメント行為が確認した場合は、市長に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公表及び措置等)

第14条 議長は、当該ハラスメント行為を行った議員が前条第1項に基づく必要な措置に応じない場合は議会運営委員会に諮り、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護)

第15条 議員及び職員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取組の公表)

第16条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

(議長の職務代行)

第17条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 糸満市議会は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。